

花巻市議会基本条例 制定しました

議会基本条例制定における3つの基本方針

- ① 長に対する議会の監視機能は主要な役割であり、その機能強化を図る。
- ② 議員同士の自由討議による合意形成、委員会の活性化、議員研修等によるアクティブな議会を目指す。
- ③ 参考人・公聴会制度の活用や議会報告会など、市民との多様な意見交換の場を設けるとともに、情報を共有し協働する議会を目指す。

委員長あいさつ

議会改革検討特別委員会

委員長 佐藤忠男

昨年12月の定例会において、花巻市議会改革検討特別委員会が設置され、同特別委員会に付託されました議会改革に関する事件のうち、「花巻市議会基本条例」につきましては、市民の皆さまからたくさん

の貴重なご意見ご提言をいただき、なお慎重な審査が必要と判断をいたし、これまで引き続き検討を重ねてきたところであります。

審査に当たっては、本特別委員会の下に設置した議会基本条例検討小委員会が中心となって、先に任意の検討委員会で策定した「素案」に対するパブリックコメント・市民との懇談会・議会改革に関する研修会などを通じて「いただきたいご意見等に対する考え方」をまとめ、検討を行い、それを基に本特別委員会で議論を深め成案とする手法をとったものであります。

小委員会では、設置以来34回、特別委員会では、14回の会議を開き、

慎重に審査を進めてきました。そして、平成22年6月9日の本特別委員会をもって議会基本条例に関する審査を終結し、委員会発議することに決定いたしました。

この花巻市議会基本条例は、6月14日の本会議において、起立採決の結果、全会一致をもって可決されたところであります。

市民の皆さまから、これまでに寄せられました貴重なご意見、ご協力に対し、心から感謝を申し上げますとともに、ここに改めて市議会だより臨時号を発行し、抜粋ではございますが議会基本条例についてご報告申し上げます。

議会基本条例の制定を契機として、二元代表制の一翼を担う議会の重要性を認識し、今後も議会改革を進めてまいりますので、市民の皆さまのいっそうのご支援を賜りますようお願い申し上げます。あ